

# 学制期を中心とした教育財政の制度史

中村 文夫      樋口 修資

---

## 要約

学制期の教育財政は、学制条文の授業料本則主義にもかかわらず、農村共同体の入用を賄う民費に依っており、国家からの支出は、学制第99章が頒布時に黒塗りにされていたように、その後も、国家的な財政支出は微小なものにとどまった。近代公教育という国家的事業を支える教育財政の仕組みの中心に据えられた民費を、寄付金、学区内集金、積金利子運用の具体的な面から分析し、学制期の教育財政の制度を究明した。また、各地の教育財政の具体化の検証を通じて、財政負担をめぐる明治初期段階の農村共同体内部の受容と抵抗の背景と構造を明らかにした。

## キーワード

学制 授業料 民費 農村共同体

## はじめに

近代公教育は、公費による教育という要件がある。日本の近代公教育は、明治5（1872）年の学制頒布に始まるというよい。すでに、その時点で、文部省は年300万円の定額金を要求したが、大蔵省の反対にあって意見がまとまらず、学制第99章の扶助委託金に当る部分は黒塗りのままに頒布された。この一事をみても、公教育を実施するには財政問題が重要な争点であることが理解できる。公教育の財政について、保護者、地域、国家の三つの要素から教育財政の制度を歴史的に解き明かすのが小論の目的である<sup>1)</sup>。研究対象時期は、学制頒布前後から学制期末以前の期間である。

## 1、学制期以前

近世の日本においては、徳川幕府の昌平黌を始め藩校において治者のための朱子学の講義が行われただけでなく、読み書き算の初等教育機関である寺子屋（京都、大阪）、手習

指南所（江戸）と呼ばれる民間教育機関が存在した。江戸後期の天保年間から増大し、幕末には16,000軒を超える民間教育機関が存在していたといわれている<sup>2)</sup>。学制が布かれると、そのまま、小学校に転換したところも見受けられた。ここでは、民間教育機関のなかでも学期以前の教育機関として、郷学校を取りあげる。地域の自発的な教育機関であるとともに、他方では藩や明治初期の地方行政官からの指導や財政的な援助も受けているのが、郷学校である<sup>3)</sup>。京都や堺などの都市部だけではなく、農村部でもその実態があり、学制による小学校等設置への先行的な形態として注目したい。稲垣忠彦（2003年）は、堺郷学問所が天保年間に有力な町人による申し出を受けて町奉行所の援助を受けつつ維持された実態を報告している<sup>4)</sup>。その中で、「手習い中心とする寺子屋とは異なり、儒学的教養を中心とする、より上級の教育機関として民衆の発意から出発した郷学校は、当初から奉行所の庶民教化の立場にたつ積極的援助が与えられている。」と、性格付けを行っている。貨幣経済の浸透する都市近郊の農村における階層分化の危機感の表れの一つをここに見ることができる。この堺の事例では明治政府に政権が交代しても、「県学」として改組しつつ、寺子屋をその分校に改変する事で学制頒布前の庶民教化が進められようとした。総予算のうち士卒族から92両、残りを戸数と高割とに分けて村々に割り付けられた。学制における教育財政と同じ構図がここには見られる。これに対して自営農民である小前層の反発に会い、総経費は四分の一にまで縮小させられている<sup>5)</sup>。農村部の郷学校の事例として、長野地方の場合を検証してみると、明治2（1869）年の諸府県に対する「府県施政順序」には、初等普通教育を行う小学校について言及されており、これを受けて伊那県では、地域の有力者を呼び寄せて設置を促し、翌年には伊那県仮小学校がはじめられた。有志の積金による運営で謝礼・費用は無償とされている。「その担い手は地域のリーダー層であり、その動機は民衆の啓発、変動期における村落共同体の危機意識であり、共同体の連帯の回復であり、新しい時代への対応であった。近世に培われた庶民の意欲に支えられ、寺子屋とは異なった学校の形成がすすめられていた。このような動向は、また藩や県の教化策、啓蒙策の対象となり、吸収されていったものも少なくない。二つの要請の交差として多様な展開を示していく。」と、稲垣忠彦はまとめている。世直し一揆や打ちこわしへの危機感をもつ地域の富裕層が、「啓発」による教化を推進し、それに地域の支配層が呼応した構図を郷学校に見ることができる。また、稲垣忠彦は、郷学校の種類に、京都の番組小学校も位置づけている。

京都の番組小学校は、学制に先行した町衆の自立的な教育機関の設置として評価が高い。京都市教育委員会教育長門川大作（現京都市長）は、「その京都にとって、明治維新は、大変な危機でした。（略）そのような危機の中で私たちの先人は、「まちづくりは人づくりから」との思いから、文部省が設置される2年前の明治2年に、「応仁の乱」の時代から脈々と生きづく自治の精神を基盤に、「番組」という地域の自治組織ごとに町衆の代表が集まり、知恵を出し合い、汗を共にかき、そして「竈のある家はみんなお金を出し合う」ことで、64の番組小学校（日本初の学区制小学校）を創設し、その後の運営も自らは行ないました。」<sup>6)</sup>と番組小学校の設置を郷土の誇りとしている。町衆の自立した教育機関設置の側面を評価することにやぶさかではないが<sup>7)</sup>、他方では明治政府による「先導的試行」としての京都府政の役割にも注目しなくてはならない。京都府出仕を命ぜられた横村正直の主導によってその設立経費は、「元年9月の天皇東幸に際して下付された米1万石、金10万両

(幕府からの没収財産)の中から、各番組に対し分配された800両が利用された。注目すべきは授業料制をとらずに、各戸半年25銭の出金(竈別金)と寄付金で維持運営を賄おうとしたことである。この点、(略)さらに運営の安定化のために、全く特異なことであるが、各番組には小学校会社というものが設立された。」のである<sup>8)</sup>。校舎設立<sup>9)</sup>の後の運営費は、この金融会社による利息を活用しようというのである。学制期では、各地の学校で積金を利用した同種の試みが広く行われたことが知られている。1万石のお下げ米から3,150石が、次いでさらに3,200石が、番組小学校に下付された。番組小学校の設置と運営をめぐることは、封建制度以来の町衆の自治が、その中に厳しい階層の矛盾を抱えていたことを見落としてはならない。自治を支える財源の徴収は、貧富の差に応じた傾斜を掛けたものでなくてはならないが、そうしたことは配慮されていなかった。番組小学校の財政は、京都府政からの過大とも思われる財政的な支援と学区への一律集金と、それを元手にする運用によって成り立たせようとする志向がここには見られた。公教育の無償化は、その財政的な基盤をどのように構築するのかが常に問われるところである。

京都の番組小学校が、先導的な試行であるとの竹中暉雄(1994年)の指摘をもう少し深めていきたい。学校建築費を負担し、さらに現米6,350石を配布し、学区一律集金と合わせて積金とし、その利子と竈金を出させて「永続の仕法とした。全国的にみて、これだけ厚い助成は他にほとんど例を見ない。」とは倉沢剛(1963年)の言葉である<sup>10)</sup>。先行的な試行として、明治元(1868)年から東京府の「算学稽古所」、京都府の「番組小学校」そして大坂府の「市井男女学校」・「幼年学舎」があった。東京府では明治元(1868)年7月から府下各所に「算学稽古所」を設けたが、このような施策のなかで最も成功したのが京都の番組小学校であったのである。その成功の秘訣は、旧幕府の遺産を喰い潰す形での京都府政からの財政的援助にあるというのが倉沢剛の考えである。教育財政からみれば、学制前の郷学校あるいは地方官主導の構想にあっても、財源的な確保が成否を決すると考えることができる。

## 2、学制とその財源

学制<sup>11)</sup>の条文をみながらでない、政策の立案と現実化する段階での屈折も見えてこない。まず学制での教育財政への発想を把握し、次章でその現実過程を検討する。

文部省布達第13号<sup>12)</sup>では従来の寺子屋等の教育機関は「一旦悉令廃止」として、学制に従った新たな学校設立を行うとし、従来からの断絶を述べている。そして、文部省布達第13号別冊の「全国ノ学政ハ之ヲ文部一省ニ統フ」(第1章)という体系だった構想の下に、当時、全国の地方行政単位は3府72県から成りたっていたが、これを8つの大学区に分け、一大学区を32の中学区に分け、一中学区を210の小学区に分け、一学区にそれぞれ一つの学校を設立する方針が示された。かくして、小学校は全国に53,760校が作られる計画であった(第3章から第6章)。中学校以下の学校の具体的な区分は、「土地ノ広狭人口ノ疎密ヲ計リ」地方官の裁量によって行うものとされた(第7章)。明治6(1873)年2月9日、学制第6章末に「人口大約6百人ヲ以テ一小学校ノ目的トス」という註が加えられた<sup>13)</sup>。なぜ、人口600人規模に1小学校の設置としたのかについて、学制編制にかかわった人物からの次のような証言がある。「人口六百人ヲ以テ一小学区ノ目的トスルコトハ蓋六百人ノ人口アレ

ハ凡百名ノ童幼アリトス百名ノ童幼アレハ為ニ一小学ヲ置クラ其宜シキヲ得タリトス」<sup>14)</sup>と述べられており、100人程度の小学校を標準とする考えがあったことがうかがえる。これについて倉沢剛（1963年）は、規模が小さすぎ、また伝統的な自然村（農村共同体）を配慮していないため、「空文化される結果となった。」と述べている<sup>15)</sup>。学区が小規模過ぎるために、600人という数値を示した3か月後には、改めて第6章に但書を設けて、連区、すなわち数区をもって一小学校をつくることを可能とするように修正された<sup>16)</sup>。学区は、具体的には、戸籍法の制定過程で生じた大区、小区に準ずるか、農村共同体の村に準じて設定された<sup>17)</sup>。

学制は、序文で「学問ハ身ヲ立ツル財本」であるからと立身出世のための実学主義の考えを明らかにし、これゆえ、教育は、保護者の責任であることを明確にしている。そして、従来、学問は士人以上が国家の為にするとして学資等は「官ニ依頼シ之ヲ給スルニ非サレハ學ハサル事ト思」う傾向があったことを非難している。立身出世のための学費は保護者が負担するものとされたのである。学制の第93章において必要とされる費用区分として8項目が列挙され、これを生徒の授業料（学制では授業料ではなく、授業料という表現を使う）によって「弁スヘキモノ」と規定した。第94章において小学校においては授業料1ヶ月50銭あるいは25銭<sup>18)</sup>とすることが示されている<sup>19)</sup>。また、免除、軽減措置などが第97章まで書かれている。実際には、はるかに低い授業料を設定したり、あるいはまったく授業料を取らない県も出現した。

「学問ハ身ヲ立ツルノ財本」だけなら授業料を本則として実施すればよいはずである。しかし、それだけでは学校が維持できないことは容易に想像ができる。学校の設立、保護は第98章で学区の責任とされていたのである。学区の責任とする以上、それを実質的に支えている農村共同体にとって、学校の教育を通じて有益な人材の育成を図るということも当然内包されているのである。学区の責任は、註に具体的に書かれているように、「区ノ情態ニヨリ人口ニ平均シ毎年出金セシムルカ或ハ一時富人ヨリ出金セシムルカ或ハ地方ニテ旧来ノ積金等学校ニ費ヤシテ妨ケナキモノアルトキハ其金ヲ以テ融通セシムルカ其他幾様ノ便宜ハ土地ノ事情ニ随フヘシ」と、執行に当たっては自由裁量とされていた<sup>20)</sup>。ここに書かれた諸費は、「民費」と一括されるものである。すなわち、学事ノ事のはじめの章（第89章）において、序文に述べたことを繰り返して、教育は「政府ノ正租ニ仰クヘカラサル」ことであるが、「学事ノ一切ヲ以テ悉ク民費ニ委スル」には時勢が未だ「然ル可カラサルアリ」なので官金によって助ける、とされたのである。この学制期の教育財政をみる場合、ここに出てくる民費が重要な概念であると考えられる<sup>21)</sup>。明治政府は、国およびその出先であった府県の財源確保を優先し、いち早く国税、府県税を徴収し、官費とし、町村以下の自治体に関しては明治11（1878）年の地方税規則まで税制を行わず、町村民が江戸時代から実施してきた自治体維持のための自主的な財源に依存していたのであるが、この自主的な財源が民費なのである。農村共同体の維持には、戸長以下の給与旅費、道路・橋梁・堤防の維持修繕、水利維持から郷村社の費用まで多様な経費を賄うことが必要であった。この費用に新たに小学校の維持管理費が加わったのである。明治政府は、村入、町入用の民費を拡大解釈し、国家や府県のための「公共」事業に適用しようとしたのであった。その一つが学校の設置にかかわる費用の徴収であった。民費の徴収方法はその構成員の自主的な決定に委ねられていた。第98章で例示されているのは、「人口ニ平均シ毎年出金セシ

ムル」、つまり番組小学校に見られるように学区内集金によることとしたのである。小学校維持という特定目的に沿ったいわば目的税（教育税）のようなものの徴収であった。次に示されたのは「一時富人ヨリ出金セシムル」という裕福な階層の人に寄付金を募るという方法である。三つ目に「地方ニテ旧来ノ積金等学校ニ費ヤシテ妨ケナキモノアルトキハ其金ヲ以テ融通セシムル」方法である。積立の利子で学校を維持するもので、番組小学校でも小学校会社を興して利息収入を得ようとしていたことにみられるように、こうした手法を奨励したのである<sup>22)</sup>。さらに「其他幾様ノ便宜ハ土地ノ事情ニ随フヘシ」とされている。土地の事情による積金の一種と数えることができるものとして、農村共同体での共有地を学田とし、小作に貸出し、それを学校費用に当てる手法も広範囲に見られた。農村共同体秩序のなかでの強制的な寄付と学区内集金とは、場合によっては区別できないと考えられる。このような民費によって、学区は学校維持を図ることとなったのである。

学校の設置運営に係る学制期の財源保障について保護者、地域からの徴収に関して見てきた。最後に国家からの支出はどのように構想されたのかを検証してみる。これまで見てきたように国家からの支出は、本来授業料を本則として、農村共同体が共同で支えるために民費を投入することが基本とされるが、始まったばかりで時勢が未だ「然ル可カラサルアリ」なので官による助けをするという意味合いであった。それは、教育が「人々自ラ其身ヲ立ルノ基」であるからだと、言うのが理由である。この理由からは、国家有為の人材の育成に国家財源を投入するという視点は生まれてこない。

国家から扶助する枠組はどのように設定されたのかを次に見ていく。第99章である。国の出先機関である府県に委託する方式が示されている。このことから特定補助金を一般に扶助委託金と称する<sup>23)</sup>。第99章は具体的な扶助については6カ所が黒塗りにされたまま頒布された。すなわち、「金額左ノ如シ 人員男女共1万ニ付・・・(黒塗り)・・・ノ割 金・・・(黒塗り)・・・両三府72県 此金高・・・(黒塗り)・・・ハ其三分ノ二ヲ出シ来・・・(黒塗り)・・・迄学区其他今般定所ノ規則ヲ立ツ可キノ基礎ヲ定ムヘシ基礎已ニ定ツテ此金額ヲ出ス 此金額ハ・・・(黒塗り)・・・ヨリ向5ヶ年・・・(黒塗り)・・・ヲ一期トシテ之ヲ定ム(後略)」とされた。これは、300万円の文部省要求が大蔵省の反対にあって決着がつかず「経費ノ儀ハ財政ノ大計相立候上可及決裁候条」<sup>24)</sup>との太政大臣三条実美の裁定で、このような体裁となったのである。さて、次に見なくてはならないのは、なぜ300万円の要求であったのか、その算定根拠である。先行研究によれば、「文部省は全国府県の人口概数をおよそ三千百万人ととらえていたのであるが、小学校扶助金6年から9年まで年々93万8,700両と見合えば人員1万人につき3百円に当るので、文部省が学制章程を印刷に付したとき、草案第104章に「高10万石ニ付三千両ノ割」とあったところを、「人員男女1万人ニ付当分3百両ノ割」と訂正したのである。そこへ6月24日、学制は決定、経費は未決定という意外な指令があったので、文部省はやむなくこの章の6カ所を黒く消して交付することになったのである<sup>25)</sup>。この93万8,700両（人口一人当たり金3銭）は江戸時代に教育へ支出した金額を参考にしたとされている<sup>26)</sup>。学校制度は導入したが、政策誘導的な経費が黒塗りでは、地方では動きようがない。明治6（1873）年1月8日、布達第1号によって第99章に金額が入れられた。人口一人当たり9厘である。3府69県<sup>27)</sup>への扶助委託金29万3,527円61銭1厘が支出されることとなった。これにより順次、府県から小学校設立計画が文部省に提出されるようになった。この扶助委託金<sup>28)</sup>は、西南の役による国家財政の悪化

などにより削減され、ついに明治13（1880）年度までで廃止されることとなった。その間、明治9（1876）年末には小学校数が2万4,947校、児童数が2,067,801人と200万人を突破して、就学率の向上という政策誘導としての役割を果たしたのであった。

以上、学制でどのように構想されたかを中心にして検討を行ってきた。次の章では、学制が実際にどのように変容しつつ定着していったのかを、財政的な視点を中心として分析をする。

### 3、学制期の地方教育財政

先に支出からみて行こう。創設期に必要なのは、教える人と教える場所の確保である。教える人の確保に関しては、寺子屋等の師匠や士族の中から素養のある者によって当座の転用を図りつつ、師範学校で順次養成するとの道筋をつけた。国家からの扶助委託金の使用目的は限定されていたが、地方ではこの師範学校への投資が目立っている。例えば、入間県の明治6（1873）年の報告では、小学校教員養成費用に充当され、学校自体に対する補助は皆無に近い状態であった<sup>29)</sup>。

教育財政の支出項目を見ると、学制第93章に「教師ノ歳俸或ハ其居宅ノ屋賃、学区取締給料、学校僕役入費、学校造営及修繕入費或ハ人家ヲ借テ学校トスル時ハ其借賃、学校諸器械教授器械或ハ修復、学校ニ用ル薪炭油紙墨ノ費、試業ノ入用、体術器械ノ入用」の全費は生徒が弁ずべきものとある。この経常的な学校運営費は民費を中心に賄われた。経常経費の主なものとして学区取締、教員の人件費がある。「これらの収入によって賄われた諸経費の筆頭は「教員給料」であり、学校総経費の40%—50%へと漸増の傾向を示している。これは個々の学校においても同様の傾向があったといえることができる。たとえば明治6年12月印旛郡彌勤小学校の設立の際、1ヶ年の学校入費見積を見ると次のようになっている。

1貸六拾円 教師一人給料、1貸12円 薪炭油等入費、1貸24円 書籍器械買入料、1貸6円 学校宿料、1貸6円 世話小使一人給料、1貸36円 学校積立 総計貸144円也」という内訳資料もある<sup>30)</sup>。教師が60円と、世話小使6円の給料に10倍の格差がつけられている。経常経費で占める教員人件費は学区の財政に重くのしかかるのであった。教員給与の最高額を比較すると、「青森県の21円、石川県の34円、山口県の27円、鹿児島県の13円は明治10年に至って低い県であるが、高い県では、堺県の66円、東京の69円、三重・大坂の62円などがある。」<sup>31)</sup> その教員給与は訓導以下様々に分かれていた。教員給与は各府県によって基準が異なるが、たとえば千葉県では明治6（1873）年では、小学教員を、訓導、授業生、授業生試補に分け、月給20円より8円までの幅で支給している<sup>32)</sup>。

次に教える場所の課題について言及する。学校数は急激に増加する。明治5（1872）年の学制頒布後、明治6（1873）年に12,558校、明治7（1874）年には20,017校、そして明治12（1879）年には28,025校となっている。学制の第93章での学校の支出8項目のうち、学校施設に関して「學校造営及修理ノ入費或ハ人家ヲ借テ學校トスル時ハ其借賃」と記されている。つまり、創設期には人家を借りて学校を始める学区があることが学制でも前提とされており、事実、寺院や農家を借りて発足した多くの学校があった。『学制百年史』では、「明治8年文部省第三年報付録に載せられた2万692の小学校が、いかなる建物を標準としていたかを調査してみると、そのうち実に8,257校すなわち約四割は寺院を借用したも

ので、それに次いで6,794校すなわち総数の約三分の一は民家を使用して小学校としたものであった。このように寺院・民家を借用したものが七割以上を占めていたことは、当時の小学校がその建物から見て江戸時代以来の寺子屋から相隔たることあまり遠くない事実を示しているのであろう。」<sup>33)</sup>と実態を述べている。寺に法事があると授業ができないような様子であった。したがって、改善のためにはまず用地の確保が重要であり、そこで、まず、目を付けたのは、旧幕府時代の陣屋跡などの官有物件であった。明治7(1874)年の太政官達第131号によって府県に「學制中ニ掲載ノ中小學校設立ノ数ヲ限ル、學校地所トシテ中學ハ千坪、小學ハ五百坪以内ノ地ヲ無代償ニテ可下渡候条、無税官有地ニ於テ便宜ノ場所ヲ撰ミ、内務省ヘ可申出此旨相達候事」と通知された。学校敷地の件については具体的な改善が全国的に行われたが、上物についてはどのような形が考えられたのであろうか。明治6(1873)年には、文部省は早くも学校建築指導のために「文部省制定小学校建設図」を示した。この建設図は、具体的に一字形等6種類の平屋校舎の概略図である。しかし、ほとんどの小学校区に建設できる財力は、十分ではなく、このため順次建てられた学校も、一文字平屋校舎を基本とする地方官によって推進された山口県岩国学校、陸沢学校、開智学校を始めいくつかの擬洋風学校のような建物の建設ではなかった。その建設費は、どのように調達したのであろうか。岩手県下鱒沢学校では、明治8(1875)年7月123人の村民の寄付により146円を徴集した。使途目的は、新築の学校建築入用のための積立金が23円50銭、書籍費15円、器械費4円50銭、積金103円である。教員給与は受業料からの支出と見込まれる。103円の積金は組惣代等に利率1分5厘で貸付けられた。積金利率は受業料と合わせて教員給与に回された<sup>34)</sup>。他方、開智学校は建築費1万1千円であり、その7割が寄付といわれる<sup>35)</sup>。下鱒沢小学校の、この程度の積立金では同一の擬洋風校舎を建築するまでには450年以上かかり、実現困難なのである。

全体的な収入に関して地方の実態を見てみよう。当時を知る基本的な資料は文部省年報である。第3年報は明治8(1875)年の各府県からの実態報告である。報告する項目をみると、学区分合、学校増設及廃止、生徒進歩ノ景況、教員養成ノ概略、将来教育進歩ニ付必須ノ要件、学規に続いて、貧民ノ子女ヲ学ニ就ケシムルノ法、受業料収入ノ法、学費課賦ノ法、学費遣拂ノ法、委託金配当ノ法、学資金蓄積ノ法が見える。さらにその後は教員や学区取締の給料の項目となる。各府県の特徴がよくうかがえる。学制の正則は尋常小学校であるが、変則の小学校がいくつか設定されていた。その代表的な存在が貧人小学校(第24章)である。「貧人子弟ノ自活シ難キモノヲ入学セシメン為ニ設ク」とした。この維持は富者の寄進金を以て行くとされ、「仁恵学校」とも称された。貧人学校の設置あるいは維持方法も相当のばらつきがあり、尋常小学校の維持の仕方とも関連して検討されなければならない。たとえば、岩手県では貧人学校を、開拓地を中心に扶助委託金を以て当てている。宮崎県は師範学校付属小学校に入れて、富者の寄付金あるいは「学校使役ニ充テ余暇ヲ以テ受業セシムル」方法を取っている。鳥取県では教員傳習所内に貧人学校を設置したが、貧人の名義を嫌って誰も入学を乞うものがいなかったと報じている。

受業料は第93章で取るべきことを原則として記している。しかも、50銭と25銭を示しながら、貧困者は免除、学区の貧富の状況によっては格差をつけても可など弾力的な方針を出している。従って地方官の判断でさまざまな事態が年度ごとに生じた。この25銭について、「当時米価は石4円9銭(深川正米相場)であったという。中以下の農民の生活費は

一家一日2、3銭から4、5銭であった」<sup>36)</sup> から高額であった。

江上芳郎(1958年)は明治6(1873)年から11(1878)年までの文部省年報の詳細な分析を行っている<sup>37)</sup>。それによると、まず受業料が有る府県は明治6(1873)年の39から減少して明治11(1878)年には6府県となっている。無い府県は明治6(1873)年の4から7(1874)年の10に上りその後減少して明治11(1878)年には1となっている。学校によって有り無しがある府県は明治6(1873)年の1から明治8(1875)年の24をピークに明治11(1878)年は4となる。不明は明治6(1873)年の19から明治11(1878)年の27である。受業料を取る場合も金額の格差をつける場合が通常で、3等級が多いが、たとえば島根県では10等級(明治8.9年)である。均一にした県では学制基準より低額であり、若松県では1銭(明治7.8年)であることを明らかにしている。文部省第4年報を分析した土屋忠雄(1953年)は、学校数で受業料の有無を数えている。受業料の有る学校11,587校、無い学校10,996校。有る学校は51.31%でほぼ半数である。県によっては受業料を現物や力役によって調達するところもあらわれている。宮崎県では明治8(1875)年には「学費課賦ノ法」に「必シモ現金ヲ要セス正米雜穀其他物産又ハ力役等ヲ以テ之ニ充ルモ亦土地ノ便宜ニ任す」と報告している<sup>38)</sup>。全国的には総じて、受業料は学費収入総額の4.9~6.9%であり<sup>39)</sup>、このことから、学制第93章は破綻していると見ることができる。

学校の維持運営のために、保護者からの収入がわずかであり、また国家からの扶助委託金も少ないとなれば、残りの方法は、地域からの拠出である。その割合は、明治6(1873)年の81.0%から明治11(1878)年の69.2%まで大きな比重を占めていた<sup>40)</sup>。拠出には、学費課賦ノ法として学区内集金、寄付金、積金と、大きく分けて3種類が用いられた。寄付金は、農村共同体の規範が働く強制的なものであり、また地方の名望家の存在感を見せつける作用をもつものである。浜松県では、三階建ての二つの小学校がわずか二人の寄付によって完成している<sup>41)</sup>。

学校保護の為に積金の利子を生む方法についても、学資金蓄積ノ法として報告が出されている。学資金を寄付金等の諸金利子から得て、受業料を徴収しない山梨県は、元金となる寄付金についてかなり厳しい処置をしていた。文部省第4年報には、小学校は献金7万2,600余円、寄付金17万400余円を資本金として献金、寄付金をした本人に委付して相当の抵当品(多くは居宅)を出さし、年利で1割から1割5分を取っている。破産したときは抵当品で返却するとされた。利子で足りない学区は9段階の戸掛金を取るほか、蚕紙を養蚕家に託して利益を得ていると、「学区巡視功程」では述べられている<sup>42)</sup>。次に現在の岩手県、当時の岩手県と水沢県とを比較した先行研究<sup>43)</sup>に依拠しながら、地方官の裁量により学制の実施には相当の隔たりが起こったことを明らかにする。岩手県は、寺子屋を廃止して、戸籍区基準の学区を設定し、受業料は明治8(1875)年で平均3銭7厘である。寄付の割合が高く集金の割合が低い。一方、水沢県では、寺子屋を存続させ、人口を基準として学区を編成し、明治7(1874)年に受業料は無償にする措置を取った。寄付の割合は低く、集金の割合が高い。しかし、集金といっても、水沢県「小学校規則」では、「有志ノ者ヨリ資費ヲ募リ」と書かれているので、寄付との境目は曖昧である。多額の寄付を行った者は、岩手県では褒賞を行った。国の賞杯規定によって、金額高により銀杯、木杯が与えられた<sup>44)</sup>。岩手、水沢両県でも資本金利子で学校を維持しようとするも行われた。水沢県では明治7(1874)年に「学校資金貸付会社」が設立された<sup>45)</sup>。しかし、両県が合併した明治9(1876)年ではわず

かに6%、10（1877）年7.9%、11（1878）年7.2%と発展はしなかった。利子を生みだすための社会的な基盤が発達していなかったと思われる。先に岩手県下鱒沢学校は、明治8（1875）年7月、123人の村民の寄付により146円を徴集し、積金103円を得た。そして、103円の積金は組惣代に利率1分5厘で貸付けたことを事例として示した。誰に貸したかに改めて注目すれば、組惣代の3名である。有利に運用する外部的な環境がなかったことを、傍証していると考ええる。全般的な貧困だけではなく、貨幣経済の未成熟もうかがえる。

学校経営の安定の為に蓄財する方法には、資本を基に利子を稼ぐ方法だけではなく、不動産である学田の小作代を用意した地域も存在した。地租改正の時期でもあり、農村共同体の共有地を学田に抛出させるには相当に抵抗が見られた。また、その運営も必ずしも円滑には行なえていない。それでは、ひとつの地域での様子を見てみよう。筑摩県諏訪郡湖南村真志野学校の事例を長谷川恒雄（1970年）が研究している<sup>46)</sup>。筑摩県では学費の民費率は全国平均より約10%高い、つまり80%近く、そのうちでも利子積金が80%を占めるといふ特徴のある地域である。真志野学校の学区はいくつかの農村共同体の連合で成り立っている。明治7（1874）年に学費千両の調達計画が立てられた。そのうち南真志野で請け負う学費は、元資金貸付による利子と学校付田畑による収入が中心の民費である。まず、村民のほとんどから（極貧層を除いて）高割、家割によって強制徴収された。それは額面であり、「出資者は実際には年々15%ずつ学校に出資すればよい」という制度である。これは、この地方の民費の伝統的なあり方であるとともに、広く見られる方策である。学校付田畑に関しては、県学校掛の指令にもなかなか動かなかった。村有地だけではなく、村内各種講組（山神講、大伊勢講、妙義講など）の所有している田畑を差出すことを強制されたからである。セリで学田として売りに出された後も、その代金の配分をめぐる利害の調整に時間がかかるのである。明治8（1875）年、学費千両のうち500円は元資金として実現し、残りは学田の売払い代金となる。凡そこのような経緯であるが、この地方で学資利子方式が活用できたのは15%の利子相場があったからとして、その背景に筑摩県における製糸業の資金需要をみている。経済構造への着目は必要である。それは岩手県に見る貧困の様相、「山野之村々は爾今木皮ヲ着ケ唯稗而已を食スル位、且粗開ケ候場所も十に八・九は貧寒ヲ極候」<sup>47)</sup>は、東北地方全体でもいえることであるが、明治維新への反対勢力としての懲罰的な戦後政策により、政治経済的な発展が遅れたことが挙げられると考える。岩手、水沢両県では、強制的な寄付、集金は長く続いたのである。また、真志野学校を成功事例とすると、学田を大規模に試みた青森県ではその事業は失敗に終わっている。この失敗事例を解明した篠原清昭（1991年）は、「学田の崩壊は、犠牲的入会地としての学田が、村民の生活のための防衛の前にその虚偽性を表したものである。政策的に公教育の生存論理と村落共同体の生存論理に絡めんとした妙案であったが、むしろ、共同体側の生活防衛・自力更生と言う生存論理の前に皮相的な公教育論が排斥されたと考えられる。それは、本質的に県施策としての教育費の社会的組織化それ自体への村落共同体自身の防衛と抵抗と見ることができる。」と捉えている<sup>48)</sup>。失敗事例にこそ、本質が浮かび上がってくるというであろう。

#### 4、学制にかかる農村共同体の受容と反抗

永らく人々は農村共同体の規範の中にいた。支配階級である武士はそれを間接支配し、農村共同体内部には立ち入る必要は考えてこなかった。学問は治者の学問であった。それを明治政府は四民平等、地租改正、国民皆兵など農村共同体の規範と生活基盤とに介入してきたのである。明治初期においても貨幣経済の農村共同体への浸透は、全般的には寺子屋の読書き算程度の必要性しか生みだしていなかった。そこに学問を立身出世の道具とする学制が制度化された。立身出世を考え、学制を積極的に捉えたのはその恩恵を直接的に受ける士族と上層農民であった。中学区という広範囲の地域で学区取締を命ぜられたのは、大規模な地主階層である。小学区には、戸長、副戸長あるいは学校事務掛などの在地の名望家が連なっていた。このような農村共同体の指導階層をてこにして、小学校設置が急速に行われたことはすでにみた通りである。それでは、この拡大と定着とは、何の抵抗もなく受容されたのであろうか。

学制に対しては就学拒否などの消極的な抵抗が広範囲にそして継続的に現れている<sup>49)</sup>。文部省年報に見られるように、政府の苦慮するところであった<sup>50)</sup>。貧困により授業料が払えないばかりか、労働力としての子どもを奪われること、また、教育内容が農村共同体の規範と相違する内容のため、などの理由が考えられる。授業料の学費に占める割合は低率であることはすでに述べた。学区内集金や強制的な寄付にかんしても、様々な抵抗を呼び起こしている。学区内集金については、熊谷県児玉郡仁平村の事件が有名である。村民一同が反別割で賦課することを議決したが、一部の者は既定の半分しか出せないと言い張り、村方はそれでは「全体が破れる」と言って承知しない。戸長の報告を聞いた県令は、「違令ト見做シ裁判所へ引渡」してよいか、内務省に問い合わせている。太政官の審議では租税ではないので処罰の対象ではないとの結論となったが、大きな事態となった事件であった<sup>51)</sup>。寄付についても埼玉県では明治7（1874）年4月に、次のような見せしめを窺わせる事例が残っている。県からの寄付要請に応じなかった富者に対して、本人だけではなく子弟にいたるまで管内公私立学校への入学は「差停」という以下のような厳しい申し渡しをした。「小學校設立ニ付寄付金ノ義ハ衆人ノ見込ヲ取り評議ノ上及設論候處、無謂強情申立不服ニ付テハ、寄付金一切不及差出候、尤モ共同ノ義務ヲ不辨一般ノ風習ニモ差障候義ニ付、其身ハ勿論子弟ニ至る迄管内公私立学校へ入学差停候事」<sup>52)</sup>。

積極的な反抗としては、早くも明治6（1873）年5月26日、北条県で起きた。これを「本県は学制頒布以来第4大学区中ニ在テ進歩ノ名アリトイエドモ6年人民ノ騒乱ニ遭ヒ管下46校ノ小学大抵破毀焚焼シ其後未タ再興ニ至ラズ（略）小学ハ破壊ニ罹ルヲ以テ教授ヲ施スニ由ナシ」<sup>53)</sup>と報告されている。これを遠山茂樹（1951年）は、「小学校破壊の一揆が少なからず現れたのも、それは民衆の反動性を意味するのではなく、他ならぬ過重な強制に反抗したものであった。」と評価しているが<sup>54)</sup>、それは、農村共同体内部での階層対立を見失った見解であるといえよう。北条県西西条郡貞永寺村から一揆がおり、「徴兵令反対、学校入費反対、穢多非人の称廃止反対」を叫んで、地方役人宅、学校、被差別部落を焼き討ち、打毀しをおこなった。その渦中で、被差別部落では住民29名が殺傷された。27,000名余りが有罪とされ首謀者15名が死罪、懲役刑64人に及んだ。学制導入反対のみならず、四民平等にも反対し被差別部落への焼き討ち、殺傷を行っている。農村共同体が持

っている階層差別を温存する志向が明らかにみえる。

同年5月には、秩父においても、徴兵反対、小学校廃止を叫んで管下46校が破壊されている<sup>55)</sup>。同年6月の鳥取県会見郡の一揆では、「徴兵令反対、太陽暦廃止、小学校廃止」を掲げ、発端として洋服を着た小学校教員等が襲撃される。戸長宅、小学校等への打毀しも行われた。「小学校御廃止人別私塾勝手被仰付候」ほか9か条の要求をかかげた一揆は、処分者1万2千弱に及んだ。同年5、6月には福岡県でも7年間の年貢半納などの要求をかかげた2万人の農民が立ち上がり、小学校や戸長宅などを打毀した。次の月には京都で一揆がおこる。同年7月、徴兵制や税制、裸体禁止などに反対する何鹿郡の一揆で、不満の第1に挙げられたのは半年25銭の小学校維持費であった<sup>56)</sup>。これは、学区内集金が高額かつ一律の場合において、大衆的な実力行使に結びついた事例である。同じく7月、名東県において、「徴兵制反対、学制反対」を掲げた西讃竹槍騒動と呼ばれる農民一揆が起る。名東郡7郡、放火された村数130村、農民死者50名、官軍2名、小学校の毀焼は、34か所におよぶ。当時学区内集金が最下層でも25銭であったことへの反発もある<sup>57)</sup>。

明治9(1876)年には再び農民一揆が続いて起こった。その掲げた要求には学校廃止も含まれている。地租改正への反発による一揆が以下のように相次ぐ。5月の和歌山県那賀郡粉河村他16村民の一揆。同じく5月和歌山県日高郡一揆。同年11月、茨城県真壁郡の地租改正反対・民費軽減を要求する一揆、茨城県那珂郡の貢納延期を要求した一揆が発生した。そして、最大規模の農民一揆が起る。11月から12月にかけて「三重県に始まり、愛知・岐阜・大坂・和歌山に拡大した最大規模の一揆は、米相場に比して地価算定の基準額が高いとの改善を求めた三重県飯南郡魚見村から発した。役場・学校・巡査屯所・扱所など「すべて御一新後に出来候分は残らず」焼払った。」この事件では、鎮圧隊に殺された者35人、裁判による絞首刑1人、終身懲役3人、他5万7百人が刑罰に処せられるとともに、農民一揆が士族の反乱に結びつくことを恐れた政府は、明治10(1877)年1月4日、地租を地価の三分から二分五厘に下げ、付加税を正租の三分の一以内から五分の一以内に下げた。両税合わせて一分の引下げである。それを農民は評して「竹槍でドンと突き出す二分五厘」といった。三重県を中心として愛知、岐阜、大阪、和歌山に拡大していった<sup>58)</sup>。この様子や影響を文部省第4年報の「学区巡視功程」では次のように報告されている<sup>59)</sup>。三重県では「昨年12月管下ノ農民暴動ヲ起シ山田ノ師範学校ヲ焼ク」。愛知県では、「昨年三重県ノ暴民愛知県下ニハイリ学校三ヶ所ヲ焼ク是ニ因リ大ニ県下人民向学ノ気ヲ折キタリ」と。そして、その一突きは、地租を削減させた結果、国家財政は緊縮されて扶助委託金の一層の削減、遂には廃止にもつながっていったのである。

## おわりに

学制期を中心に、保護者、地域、国家の三つの要素から教育財政制度を見てきた。結論からいえば、受業料を本則とした学制の条文は当初から破綻していたのである。地方行財政制度の未成熟な段階で、そこには民費を中心とした教育財政で賄われざるを得ない事情が特徴としてあったのである。民費は前時代からの農村共同体における入用のための徴収金であり、明治政府はそれを拡大して公教育の維持運営を含む国家的事業にも適用しようとした。近代公教育の受容も抵抗も、その機軸は農村共同体であり、特に財政的な負担、

つまり寄付金、学区内集金、積金利子運用をめぐる相剋であった。それは同時に、農村共同体内部での階層支配との対立を反映するものでもあった。

明治11（1878）年の新三法<sup>60</sup>による地方制度の整備に合わせて、教育令、すなわち明治12（1879）年9月太政官布告第40号により町村が小学校を設置、維持することが明らかにされ、農村共同体との緊張関係のなかで人工的な学区を構想し、扶助委託金の数字の黒塗りから始まった学制による教育制度はここに終ることとなった。農村共同体を字として抱える新たな行政村をつくり出し、教育財政は、教育令第19条において「町村ノ公費ヲ以テ」行うことが示された。「町村ノ公費」とは協議費である。民費から協議費へ、地域での集金が切り分けを変えつつ、一層、教育財政の中心に置かれるようになっていくのである。

- 1) 保護者、地域、国家の三つの要素を設定する場合、それを受益者負担、設置者負担、国庫補助という概念は結びつかない。いずれも学期の概念ではなく、戦後体制のなかでの区分であると考ええる。さらに、受（授）業料を受益者負担と見ることは、税法上問題がある。授業料は、手数料である。受益者負担とは土地開発などの折に、具体的に受益がある場合に課す負担金であり、これを拡大適用することは、問題点を曖昧にすると考ええる。
- 2) 沼田俊昭「『学制』下の教育行政」『東北大学大学院教育学部教育科学研究年報』第17集 1969年90～106頁、明治16年文部省報告局「寺子屋取調表」から算出した数字を示して、「寺子屋の「謝儀」すなわち教授料に関しては、物納が30%をしめ、金納とするところでもその多くは一銭内外であったことが知られている。」
- 3) 文部省『学制百年史』1962年 105～112頁
- 4) 稲垣忠彦「郷学校の発展と学習内容」『帝京大学文学部紀要教育学』28 2003年 1～23頁
- 5) 石島庸男「郷学校の組織化過程よりみたる教育近代化の前提」『教育学研究』第31巻第3号 1964年27～36頁
- 6) 門川大作「『竈金の精神』と京都市の教育改革「コミュニティ・スクール」の取組」『京都学校物語』京都通信社 2006年 10頁  
番組小学校は地域のコミュニティセンターであった。小学校の機能だけではなく、役場、消防、警察、保健所の機能を持った一体的施設である。
- 7) 福沢諭吉「京都学校の記」『福沢諭吉教育論集』岩波書店 1991年 17～22頁。明治5年に京都の学校を視察した折の印象記である。
- 8) 竹中暉雄『囲われた学校—1900年』勁草書房 1994年 15～31頁 竹中は「なお、小学校会社は、ほとんどの会社の親会社であった竹原銀行の倒産（明治19年）のあおりを受けて消滅したのではないかと推測されている。」と述べている。  
なお、田中圭治郎「京都市における近代公教育成立過程」『教育学論集』第18号 2007年、45頁によれば、800両（円）のうち、当初は400円を下付し、残り400円は10ヵ年返済とされた。この返済は後に免除される、と記されている。
- 9) 京都という町場での学校建設用地はどのように確保されたのであろうか。その答えの一つは、寺社境内である。明治政府は明治4、8年に寺社領上地令を出し、寺社領は官有地となった。それに加えて、旧公家、武家地も空地となり、小学校敷地となった。大場修「近代京都における上地令における寺社境内地の変容と番組小学校への転用」『平成18年度 日本建築学会近畿支部研究報告集』2006年 797～800頁。
- 10) 倉沢剛『小学校の歴史』ジャパンライブラリービューロー・日本放送出版協会 復刊1989年（第1版 昭和38年） 69～118頁
- 11) 文部省『学制百年史』1972年 119頁、学制はフランスの制度を模範とした。その他オランダやアメリカ合衆国の影響があると分析している。
- 12) 森部英生「『学制』期の教育法制」『群馬大学教育学部紀要 人文・社会科学編』第42巻1993年 117～143頁 「明治5年（1872）8月2日、「学制」は、その冒頭に太政官布告第214号（いわゆる学制序文又は「被仰出書」）を付し、文部省布達13号「今般被仰出候旨モ有之教育之儀」及び同号別冊（学制本文）のセットで公布され、翌3日付で全国に頒布されたのである。」森部によると、明治6年

の整備により「布告は太政官が人民に対し、布達は各省が人民に対し、達は太政官・各省が各官庁に対し、それぞれ発する法形式であることが明確にされたわけである。」と述べている。

- 13) 倉沢剛『小学校の歴史』ジャパンライブラリービューロー・日本放送出版協会 復刊1989年(第1版 昭和38年) 395頁
- 14) 西潟南「論議第二則」『明治文化全集』第18巻 422頁 江上芳郎「『学制』施行期における地方教育行政制度とその実態との跛行」『東北大学教育学部研究年報』第6集1958年183頁
- 15) 倉沢剛『小学校の歴史』ジャパンライブラリービューロー・日本放送出版協会 復刊1989年(第1版 昭和38年) 408頁
- 16) 江上芳郎「『学制』施行期における地方教育行政制度とその実態との跛行」『東北大学教育学部研究年報』第6集 1958年 171～198頁 明治6年5月27日、太政官布告第82号によって第6章但書「土地ノ情態ニ因リ数小学区中一小学区ヲ興シ之ヲ保護兼用スル其便宜ニ任ス之ヲ聯区ト称ス数区ヲ合セテ一区トスヘカラス」を引用して、600人規模の小学区を維持しつつも「小学校の設置単位としては、小さいこともあることを政府自ら認めたわけである。」と述べている。
- 17) 土方苑子『明治前期町村と小学校の關係の歴史』(東松山市史編さん調査報告書第20集) 東松山市1979年 注(1)「地方制度制定に携わった一人大森鐘一『大森京都府知事地方自治談』(1911年)には、日本の町村を合併しなければ「自治」ができなかった理由として、ドイツの町村は小さいといっても一町村単位で一小学校を維持し得たという説明がある。」
- 18) 25銭は京都の番組小学校が半年単位で、番組という地域から拠出させる金額である。これを保護者として毎月の授業料支払ができる家庭は限られてしまうことになる。
- 19) 文部省調査局『日本の成長と教育』昭和37年度「『学制』では小学校の授業料を1か月50銭くらいが適当であるとしているが、これは明治11年当時、有業者1人当たり年間21円の所得であることから見ても一般家庭にとってかなりの負担であったことがわかる。」(第2章2(2))
- 20) 江上芳郎「『学制』施行期における地方教育行政制度とその実態との跛行」『東北大学教育学部研究年報』第6集 1958年によれば、この細註は、明治6年4月17日、文部省布達第49号より削除され但書に改められた。すなわち、「但書用ヲ学区ヨリ出サシムルハ正租、雑税、町村費ノ高二割合幾分ヲ出サシムル等其ノ区ノ情態ニ依ルヘシ此ノ他富人ノ献金ヲ以テスルカ或ハ地方ニテ旧来ノ積金等学校ニ費シテサマタケナキモノアルトキハ其金ヲ融通セシムルカ或其他幾様ノ便宜ハ土地の状態ニヨリ処分スヘシ」と変更された。
- 21) 民費は明治11(1878)年の地方税規則により、そのうちの地租割・戸数割を府県税に加えられた。それ以外は町村限りの経費として「町村内人民ノ協議ニ任ス」とされたので、協議費と呼ばれるようになった。明治17(1884)年5月の地方制度改正により、協議費は町村費とそれ以外の協議費に分かれた。この地点では学校維持費は町村費の中に含まれた。
- 22) 沼田俊昭「『学制』下の教育行財政」『東北大学大学院教育学部教育学科研究年報』1969年 106頁 積金の利子運用に関して、水沢県で明治7年「学校資金貸付会社」を設立したことが報告されている。全国的な積立の目安は、1,000円と考えられる。
- 23) 扶助委託金に関する基本的な論文として、中山一義・太田垣幾也「小学扶助委託金に関する研究(1)」『社会学研究科紀要』第2号 1963年 65～80頁。太田垣幾也「諸悪扶助委託金に関する研究(2)」『社会学研究科紀要』第3号 1964年 69～80頁
- 24) 金子照基『明治前期教育行政史研究』風間書房 1967年42頁
- 25) 倉沢剛『小学校の歴史』ジャパンライブラリービューロー・日本放送出版協会 復刊1989年(第1版 昭和38年) 302頁
- 26) 倉沢剛『小学校の歴史』ジャパンライブラリービューロー・日本放送出版協会 復刊1989年(第1版 昭和38年) 295～302頁
- 27) 七尾県、犬上県、額田県が合併され整理されていた。
- 28) 江上芳郎「『学制』施行期における地方教育行政制度とその実態との跛行」『東北大学教育学部研究年報』第6集 1958年 171～198頁によれば、扶助委託金は、学制第99条では「委託の金額」と表記され、次いで「小学普及扶助金」「扶助金」「小学普及委託金」「小学扶助委託金」「小学扶助金」「小学補助金」「小学校補助金」と名称が変更された。
- 29) 埼玉県教育委員会『埼玉県教育史』第3巻 1970年 174頁
- 30) 伊藤和衛『学校財政』有斐閣 1956年 70頁
- 31) 井上みはる「学期期における地方教育建設の考察」『教育学雑誌』(5) 1971年 48～65頁
- 32) 文部省第1年報 1873年 千葉県13頁

- 33) 文部省『学制百年史』 1972年 546～547頁
- 34) 根岸修貴雄「明治初期岩手県小学校教育費の社会組織化と統制に関する研究（その1）」『岩手大学教育学部研究年報』第42巻第2号 1983年 152～123頁
- 35) <http://takara.city.matsumoto.nagano.jp/national/006.html> 2012年10月5日閲覧
- 36) 埼玉県教育委員会『埼玉県教育史』第3巻 1970年 204頁
- 37) 江上芳郎「[学制] 施行期における地方教育行政制度とその実態との跛行」『東北大学教育学部研究年報』第6集 1958年 171～198頁
- 38) 文部省第3年報 1875年 412頁 宮崎県
- 39) 江上芳郎「[学制] 施行期における地方教育行政制度とその実態との跛行」『東北大学教育学部研究年報』第6集 1958年 171～198頁
- 40) 江上芳郎「[学制] 施行期における地方教育行政制度とその実態との跛行」『東北大学教育学部研究年報』第6集 1958年 171～198頁 江上はまとめとして、「[学制] が政府の費用転化の意味を含めて、教育を私事であるとした時、その資金調達に強制徴収権を与え、小学校設置維持が地方長官のもとで行われることは、教育を官事とすることと同じ、こうした権限を与えることができなかったと思われる。」と記している。
- 41) 千葉正士『学区制度の研究』勁草書房 1962年 64頁
- 42) 文部省第4年報 1876年 14～15頁
- 43) 沼田俊昭「[学制] 下の教育行財政」『東北大学大学院教育学研究科研究年報』第17集 1969年 91～106頁 水沢県は磐井県となり、明治9（1876）年に岩手県と合併した。
- 44) 明治8年7月10日太政官達第121号。鳥取県（明治8年）では、校舎新築に寄与したものに「金或ハ物ヲ與エテ賞シ」すると述べている。
- 45) 沼田俊昭「[学制] 下の教育行財政」『東北大学大学院教育学研究科研究年報』第17集 1969年 91～106頁
- 46) 長谷川恒雄「明治初期「学制」下における学費調達の一形態」『史学』第43巻第1.2号1970年 371～389頁
- 47) 『岩手県教育史資料第二集』岩手県教育調査研究所 1957年 109頁
- 48) 篠原清昭「学資労働の社会的組織化」『岐阜聖徳学園大学紀要』22 1991年169～185頁
- 49) 具体的な学制への反発の様相は、倉沢剛『小学校の歴史 1』ジャパンライブラリービューロー・日本放送出版協会復刊 1989年 1002～1019頁、及び、土屋忠雄「就学督促と拒否の時代」『教育学研究』第20巻第1号 1953年 74～86頁を参照しつつ、さらに資料を加えて論述した。
- 50) 就学児童数は明治6年1,182,968/4,205,341、明治11年2,179,267/5,281,727。
- 51) 吉見教育史編さん委員会『吉見町教育史』1988年 281頁
- 52) 倉沢剛『小学校の歴史 1』ジャパンライブラリービューロー・日本放送出版協会復刊 1989年 480頁
- 53) 文部省第1年報 1873年 北条県 83頁
- 54) 遠山茂樹『明治維新』岩波書店 1951年 301頁
- 55) 埼玉県教育委員会『埼玉教育史』第3巻 1970年 195頁。『文部省第4年報』埼玉県81頁「明治6年立学ノ際（略）学校ヲ悪ム毒薬ノ如ク（略）火ヲ諸学ニ放ツモノアリ」
- 56) 竹中暉雄『囲われた学校—1900年』1994年 勁草書房 20頁、原資料は京都府庁文書「何鹿郡動揺1件」
- 57) 血税一揆 <http://ja.wikipedia.org/wiki/%E8%A1%80%E7%A8%8E%E4%B8%80%E6%8F%86> 2012年10月7日閲覧
- 58) 井上清『日本の歴史』20 明治維新 中央公論社 1974年 430～436頁
- 59) 文部省第4年報 1876年 34、35頁
- 60) 郡区町村編成法、府県会規則、地方税規則